

議案第5号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成27年2月18日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表総務課の項中「教育企画班」を「教育企画室」に改める。

第4条第21号中「市町村教育委員会に対する一般的指導助言」を「市町村教育委員会の組織及び運営についての助言等」に改め、同条第25号中「総合的企画及び調整」を「総合的企画・調整及び重要な施策の推進」に改める。

第6条の見出し中「事務分掌」を「分掌事務」に改める。

第7条第6号を削り、同条第7号を第6号とし、同条第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第9号を第10号とし、同条第8号中「災害共済事務」を「県立学校における災害共済事務」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号を第8号とし、同条第6号中「学校職員及び児童・生徒の健康管理」を「県立学校の職員及び児童・生徒の健康診断」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(7) 児童・生徒の健康管理に関すること。

第15条第4項を削る。

第17条の見出し中「教育企画監」を「教育企画室長」に改める。

第17条の表総務課の項中「教育企画監」を「教育企画室長」に、「教育企画班」を「教育企画室」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正前の第15条第4項の規定は、なおその効力を有する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 重要施策に教育委員の意見等を的確に反映させ、教育庁における政策の企画調整を体系的・総合的に行うことを目的として、平成27年度から、教育施策や課題に対する企画・調整機能の強化及び集中化を図るとともに、総務課の教育企画班を格上げし、教育企画室を設置する。また、教育企画監を教育企画室長に改め、課長と役割分担することで事務の迅速化及び効率化を図る。そのため、所要の改正を行う。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行され、教育長の職務代行者が事務局職員ではなく教育委員となることから、所要の改正を行う。

3 改正案の概要

- (1) 総務課の教育企画班を教育企画室に改正し、教育企画監を教育企画室長に改正する。
- (2) 統括監が教育長の職務を代行することを削る。
- (3) その他所要の改正を行う。
- (4) この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- (5) この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正前の第15条第4項の規定は、なおその効力を有する。

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条

5 関係各課との調整状況

関係各課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年5月15日教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案

第1条及び第2条（略）

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。

課名	班名		
総務課	総務班	財務班	教育企画室
教育支援課	学校予算班	教育支援班	
施設課	企画財産班	營繕班	助成班
学校人事課	健康管理班	給与制度班	県立学校人事班
県立学校教育課	管理班	普通教育班	産業教育班
義務教育課	管理班	義務教育指導班	学力向上推進室
保健体育課	管理班	健康体育班	学校安全・給食班
生涯学習振興課	管理班	社会教育班	生涯学習班
文化財課	管理班	文化財班	記念物班
(総務課の分掌事務)			

第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 秘書事務に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、審査及び保管に関すること。
- (4) 公印に関すること。
- (5) 叙勲及び表彰の総括に関すること。
- (6) 庁舎及び車両の管理に関すること。
- (7) 教育庁及び学校以外の教育機関の組織及び定数に関すること。
- (8) 教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の任免その

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。

課名	班名		
総務課	総務班	財務班	教育企画班
教育支援課	学校予算班	教育支援班	
施設課	企画財産班	營繕班	助成班
学校人事課	健康管理班	給与制度班	県立学校人事班
県立学校教育課	管理班	普通教育班	産業教育班
義務教育課	管理班	義務教育指導班	学力向上推進室
保健体育課	管理班	健康体育班	学校安全・給食班
生涯学習振興課	管理班	社会教育班	生涯学習班
文化財課	管理班	文化財班	記念物班
(総務課の分掌事務)			

第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 秘書事務に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、審査及び保管に関すること。
- (4) 公印に関すること。
- (5) 叙勲及び表彰の総括に関すること。
- (6) 庁舎及び車両の管理に関すること。
- (7) 教育庁及び学校以外の教育機関の組織及び定数に関すること。
- (8) 教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の任免その

(新旧対照表1ページ)

他の人事に関するること。

- (9) 職員の研修に関すること。
(10) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
(11) 教育庁の予算、決算及び会計に関すること。
(12) 教育庁の事務用機器及び事務用品の出納管理に関すること。
(13) 職員の児童手当に関すること。
(14) 教育委員会規則等の審査及び解説に関すること。
(15) 公報登載に関すること。
(16) 教育に関する公益信託の総括に関すること。
(17) 行政管理の総括に関すること。
(18) 争訟事務の総括に関すること。
(19) 情報公開制度の総括に関すること。
(20) 個人情報保護制度の総括に関すること。
(21) 市町村教育委員会に対する一般的指導助言に関すること。
(22) 教育行政に関する相談に関すること。
(23) 請願及び陳情の総括に関すること。
(24) 広報及び広聴に関すること。
(25) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。
(26) 県立学校の設置及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
(27) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
(28) 議会に関すること。
(29) 教育事務所に関すること。
(30) 災害対策の総括に関すること。
(31) 公立学校共済組合に関すること。
(32) 福利厚生に関すること。
(33) 職員の互助団体の指導に関すること。
(34) 他課の所管に属さない事務に関すること。

第5条 (略)

(学校人事課の分掌事務)

第6条 (略)

(県立学校教育課の分掌事務)

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立学校に関する事務（次条第6号に掲げる事務を除く。）を行うこと。
 ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
 イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、退学、転学、休学及び卒業に関すること。

ウ 教科書その他の教材に関すること。

エ 産業教育、定時制教育及び通信教育に関すること。

オ 学校職員の研修に関すること。

カ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。

(2) 県立学校の通学区域に関すること。

(3) 県立学校の学科編成に関すること。

(4) 生徒指導の企画及び総合調整に関すること。

(5) 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に係る総合的企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること。

(6) (削る)

(6) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

(7) 総合教育センターに関すること。

(8) 教育研究団体に関すること。

(9) 実習船の造成に関すること。

(10) 実習船の管理運営についての学校との連絡調整に関すること。

(11) 実習船の運航及び実習に伴う関係省庁との連絡調整並びに報告等に関するこ

と。

(12) 実習船運営協議会に関すること。

(13) 外国語指導助手に関すること。

(14) 公私立高等学校協議会に関すること。

(15) 県立学校職員の旅費の予算に関すること。

(県立学校教育課の分掌事務)

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立学校に關し、次に掲げる事務（次条第6号に掲げる事務を除く。）を行うこと。
 ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
 イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、退学、転学、休学及び卒業に関すること。

ウ 教科書その他の教材に関すること。

エ 産業教育、定時制教育及び通信教育に関すること。

オ 学校職員の研修に関すること。

カ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。

(2) 県立学校の通学区域に関すること。

(3) 県立学校の学科編成に関すること。

(4) 生徒指導の企画及び総合調整に関すること。

(5) 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に係る総合的企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること。

(6) (削る)

(7) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

(8) 総合教育センターに関すること。

(9) 教育研究団体に関すること。

(10) 実習船の造成に関すること。

(11) 実習船の管理運営についての学校との連絡調整に関すること。

(12) 実習船の運航及び実習に伴う関係省庁との連絡調整並びに報告等に関するこ

と。

(13) 実習船運営協議会に関すること。

(14) 外国語指導助手に関すること。

(15) 公私立高等学校協議会に関すること。

(16) 県立学校職員の旅費の予算に関すること。

(保健体育課の分掌事務)

第9条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校体育に関すること。
- (2) 学校保健に関すること。
- (3) 学校安全指導に関すること。
- (4) 学校給食に関すること。
- (5) 学校体育団体、学校衛生団体及び学校給食団体に関すること。
- (6) 県立学校の職員及び児童・生徒の健康診断並びに環境衛生に関すること。
- (7) 児童・生徒の健康管理に関すること。
- (8) 学校における災害対策の総括に関すること。
- (9) 県立学校における災害共済事務に関すること。
- (10) その他保健、体育及び給食に関すること。

第10条から第14条まで(略)

(統括監)

- 第15条 本庁に教育管理統括監及び教育指導統括監(以下「統括監」という。)を置く。
- 2 教育管理統括監は、総務課、教育支援課、施設課及び学校人事課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。
 - 3 教育指導統括監は、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化財課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。
 - 4 統括監は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行する。

第16条(略)

(教育企画室等)

- 第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画室長	教育企画室の事務を統括する。
	福利厚生監	公立学校共済組合の事務を統括する。
施設課	技術調整監	技術問題の事務を統括する。

(保健体育課の分掌事務)

第9条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校体育に関すること。
- (2) 学校保健に関すること。
- (3) 学校安全指導に関すること。
- (4) 学校給食に関すること。
- (5) 学校体育団体、学校衛生団体及び学校給食団体に関すること。
- (6) 学校職員及び児童・生徒の健康管理並びに環境衛生に関すること。
- (7) 学校における災害対策の総括に関すること。
- (8) 災害共済事務に関すること。
- (9) その他保健、体育及び給食に関すること。

(統括監)

- 第15条 本庁に教育管理統括監及び教育指導統括監(以下「統括監」という。)を置く。
- 2 教育管理統括監は、総務課、教育支援課、施設課及び学校人事課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。
 - 3 教育指導統括監は、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化財課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。
 - 4 統括監は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行する。

(教育企画監等)

- 第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画室長	教育企画室の事務を統括する。
	福利厚生監	公立学校共済組合の事務を統括する。
施設課	技術調整監	技術問題の事務を統括する。

学校人事課	県立学校人事 管理監 小中学校人事 管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。	県立学校人事 管理監 小中学校人事 管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。
県立学校教育 課	特別支援教育 監	特別支援教育班の事務を総括する。	特別支援教育 監	特別支援教育班の事務を総括する。
義務教育課	学力向上推進 室長	学力向上推進室の事務を総括する。	学力向上推進 室長	学力向上推進室の事務を総括する。
生涯学習振興 課	社会教育推進 監 生涯学習推進 監	社会教育班の事務を総括する。 生涯学習推進センターの事務を総括する。	社会教育推進 監 生涯学習推進 監	社会教育班の事務を総括する。 生涯学習推進センターの事務を総括する。

学校人事課	県立学校人事 管理監 小中学校人事 管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。
県立学校教育 課	特別支援教育 監	特別支援教育班の事務を総括する。
義務教育課	学力向上推進 室長	学力向上推進室の事務を総括する。
生涯学習振興 課	社会教育推進 監 生涯学習推進 監	社会教育班の事務を総括する。 生涯学習推進センターの事務を総括する。

第18条から第35条まで（略）

附 則

(施行期日)
(経過措置)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正前の第15条第4項の規定は、なおその効力を有する。